

令和元年度

農業協同組合監査士資格試験

受 験 案 内



JA全中

全国農業協同組合中央会

東京都千代田区大手町 1 - 3 - 1

電話 (03) 6665-6260 (教育部)

令和元年度 農業協同組合監査士資格試験 受験案内

全国農業協同組合中央会

1. この試験の性格

平成27年に農協法が改正されましたが、経過措置により改正農協法の施行（平成28年4月1日）後も農業協同組合中央会（JA中央会）に係る旧農協法の規定は、国が定める移行期間中（施行後3年6ヶ月まで）はなおその効力を有するとされております。

このことからJA中央会は、移行期間中は旧農協法にもとづき農業協同組合の監査を行うこととなり、組合の監査を行うには、引き続き農業協同組合監査士を置かなければなりません。

旧農協法第73条の38および旧農協法施行規則第222条に基づいた農業協同組合監査士は、全国農業協同組合中央会（JA全中）が行う農業協同組合監査士資格試験（以下「資格試験」という。）に合格した人のなかから選任されます。

資格試験は、JA全中の「農業協同組合監査士資格試験規程」（以下「試験規程」という。）に基づき、毎年、本会に農業協同組合監査士資格試験委員会を設置し、9月に実施しています。資格試験に合格し、合格後に所定の要件を満たした人が農業協同組合監査士に選任される資格をもつこととなります。

2. 受験資格

この試験には、受験資格の制限はありません。※

※ 農業協同組合監査士となるためには、資格試験に合格するほか、農業協同組合監査士実務補習規程に定める要件を満たしたうえで、JA中央会に在籍し、農業協同組合中央会監査規程に基づく選任を受けなければなりません。

3. 試験科目・教科

資格試験は、監査、会計学、簿記、農協制度、関係法（法人税法、民法）の5科目6教科について行います。

科目	教科	内 容
監 査	監 査 論	監査理論及び監査の実務
会 計 学	会 計 学	財務諸表論及び管理会計論
簿 記	簿 記	簿記理論及び農業協同組合の簿記実務
農 協 制 度	農 協 制 度	農業協同組合法及び農業協同組合論（協同組合論を含む）
関 係 法	法 人 税 法	法人税法
	民 法	民法（総則、物権、債権）

4. 出題における法令等の基準日等について

(1) 出題における法令等の基準日について

「令和元年度農業協同組合監査士資格試験実施要領」（11頁参照）

(2) 試験場への条文等の持込みについて

試験場には、受験票・筆記用具および電卓以外は持込むことができません。したがって、民法においては、試験場への条文等（「六法全書」等）の持込みは認めません。

ただし、試験場では、必要に応じ問題用紙とは別に、「民法抄録（問題に関する箇所の条文抜粋）」を配布するか、あるいは、この部分を問題用紙の中に刷り込むかのいずれかの方法を採用します。

5. 合格基準

(1) 受験教科

資格試験は、**全6教科を同時に受験**しなければなりません。

平成29・30年度の教科合格者で、教科免除を申請した人については、免除を申請した以外の全教科を同時に受験しなければなりません。

(2) 合格基準

各科目とも200点を満点とし、関係法については、教科（法人税法、民法）ごとに100点をもって満点とします（総点数1000点満点）。

総点数600点以上を得点し、かつ、すべての科目において80点以上を得点した場合に合格となります。

教科免除を申請し、認められた人については、免除を申請した以外のすべての教科において120点以上（法人税法、民法については60点以上）を得点した場合に合格となります。

(3) 教科免除(教科合格)

令和元年度の資格試験の結果、合格基準を満たさなかった人で、120点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た教科が4教科以上ある人は教科合格者とし、次回（令和2年度）および次々回（令和3年度）の資格試験において、申請により、その120点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た教科の試験が免除されます。

次回（令和2年度）および次々回（令和3年度）の資格試験で、免除教科以外の全教科について同時に試験を受け、免除教科以外の教科すべてにおいて120点以上（法人税法および民法については60点以上）を得た場合に、資格試験に合格したことになります。

① 教科免除の有効期限

全教科を受験し、一部の教科について試験が免除となった教科の有効期限は、全教科受験した年度後の2年間となります。

したがって、次年度において新たに教科合格した教科があっても、この時点から2年間ではなく、あくまでも全教科受験した時点から数えます。

② 教科免除と全教科受験との関係

一部の教科について試験が免除されている場合で、教科免除申請書を提出しないで全教科受験で申し込んだときは、教科免除の権利を喪失しますので注意が必要です。

③ 新試験制度における経過措置

令和2年度より新試験制度に移行し、試験科目・教科の一部が変更になります。そのため、平成30年度および令和元年度の教科合格者が令和2年度あるいは令和3年度に受験する際、免除教科は農業協同組合監査士資格試験規程(令和元年9月30日施行)の附則で経過措置を確認のうえ、免除教科以外の教科を受験するものとします。

6. 試験場、試験日および時間割

(1) 試験場

<受験地>	<試験場>
宮 城	J A学園宮城 講堂 宮城県名取市高館川上字南台2-1
東 京	J A全中・J A全国教育センター 研修館2階・3階・4階 東京都町田市相原町4-7-1番地
大 津	滋賀県農業教育情報センター 2階第3研修室 滋賀県大津市松本1丁目2番20号
岡 山	岡山県農協電算センター 4階 岡山県J Aグループ教育研修センター 大研修室 岡山市北区桑田町1-7-15号
熊 本	J A熊本経済連本館 7階ホール 熊本市中央区南千反畑町3番1号

- ・希望する受験地を1ヵ所選定して、受験申込書の受験地欄に記載してください。
- ・岡山会場は、入館できるのは午前8時以降ですのでご注意ください。
- ・貴重品等、身の回り品におかれましては紛失・盗難の恐れがありますので十分ご注意ください。

(2) 試験日

令和元年9月5日(木曜日) 9時30分～17時
9月6日(金曜日) 9時30分～15時

(3) 時間割

9月5日(木)

時間	9:30~11:30	12:30~14:30	15:00~17:00
教科	監査論	会計学	簿記

9月6日(金)

時間	9:30~11:30	12:30~13:30	14:00~15:00
教科	農協制度	法人税法	民法

7. 受験手続

(1) 受験願書の配布

受験願書は5月下旬からJA中央会(農協監査士資格試験担当部署)において配付します。JAグループの団体・関連企業に勤務している人は、それぞれの都道府県のJA中央会に請求してください。JA全国連等に勤務している人は、JA全中(教育部教育企画課)に請求してください。それ以外の方は、JA全中(教育部教育企画課)あてに郵便で請求してください。その場合には、封筒の表に「農業協同組合監査士資格試験受験願書請求」と書き、返送用の切手(140円分)を貼った宛先明記の返信用封筒(日本工業規格A4版の入るもの)を必ず同封してください。

(2) 受験願書の提出先

受験願書は、以下のとおり各JA中央会に提出してください。郵送により提出する場合には、必ず書留もしくは特定記録で郵送してください。なお、受験願書提出後の受験地の変更は原則として認められません。

都道府県コード	内 容	願書提出先
JA、県連等 (01~47)	JA、JAの関連団体・企業に勤務する人、都道府県のJA中央会・連合会(統合連合の都道府県本部を含む)、関連団体に勤務する人	その団体の所在する都道府県のJA中央会(農協監査士資格試験担当部署)
JA全国連等 (48)	JA全国連、全国を地区とする関連団体に勤務する人および鯉淵学園農業栄養専門学校在籍者	JA全中 教育部教育企画課 〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1
一般 (49)	上記以外の人(JA関連外の学校・企業・団体等に在籍・勤務する人等)	(郵送の場合、封筒に農業協同組合監査士資格試験受験願書と明記してください)。

(3) 受験願書の提出期間

令和元年6月7日(金)より6月25日(火)までの間(郵送の場合、当日消印有効)

(4) 受験手数料

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 全教科受験者 | 40,000 円 |
| ② 教科免除者で1教科受験者(5教科が教科免除) | 26,800 円 |
| ③ 教科免除者で2教科受験者(4教科が教科免除) | 28,200 円 |

<受験手数料の払込み方法>

J A等、都道府県のJ A中央会・連合会(統合連合の都道府県本部を含む)等に勤務する人の受験手数料は、9月下旬にJ A中央会を通じて決済します。J A全国連等に勤務する人の受験手数料はJ A全中より各団体あて請求します。上記(2)の「一般」に該当する人は、受験願書に受験手数料を添えて現金書留で送付してください。

(5) 受験願書等

受験願書として、次の書類を提出してください。書類の記載および添付書類に不備がある場合には、願書は受理しません。その場合、上記(2)「一般」に該当する人には受験料を返還します。

① 受験願書

- ・受験願書裏面の「記入上の注意」をよく読み、以下の要領で作成し提出してください。書類の記載に不備がある場合には、願書は受理しません。
- ・「受験願書」には所定の事項を楷書で漏れなく記載してください。「受験者」の「氏名」「生年月日」「住所」「^{*}所属団体名」の記入欄には実際に試験を受験する人の情報を記入してください。
- ・「申込者」欄の「団体名」「所在地」「氏名(責任者または担当者名)」の記入欄には、J A名等申込者の情報を記入してください。

※ 出向している人については、出向元を記入してください。

- ・願書右上の所定の箇所に写真を添付してください。

写真は撮影後6ヵ月以内の正面上半身像(縦4.5cm×横3.5cm)とし、白黒・カラーいずれでもかまいませんが、スナップ写真はさけてください。受験時に眼鏡を使用する人は、眼鏡をかけた写真にしてください。

② 教科免除申請書(教科免除を申請する人のみ)

試験規程第4条第3項の規定によって、資格試験の教科免除を申請する人(平成29・30年度の教科合格者)は、①受験願書のほかに、「教科免除申請書」を提出してください。

※ 平成28年度以前に全教科を受験し、一部の教科について試験の免除を受けることができることとなっていた人は、平成30年度で失効となっていますので全教科受験となります。

(6) 受験票の送付

J A全中は、受理した受験願書を審査のうえ、直接受験者あてに受験票を送付します。受験票が令和元年8月5日(月)を過ぎても到着しないときは、提出先のJ A中央会に照会してください。

受験のときには、この受験票の携帯が必要であり、受験票を携帯しない人は受験できません。

また、合格発表は、受験番号をホームページ上で発表しますので、それまで紛失しないように注意してください。

8. 合格者の発表・通知

(1) 発表日

令和元年9月27日(金) 午後4時(予定)

(2) 発表方法

合格者・教科免除者の受験番号および試験結果の概要について、一般向けホームページ上において発表します。また、同時にプレスリリース(農協記者クラブ)する予定です。

【ホームページアドレス】 <http://www.zenchu-ja.or.jp/>

(3) 通知方法(発表当日)

【J A・県連等関係】

① 受験者本人

イ. 合格者

「合格通知書」と「成績通知書」を郵送します。

ロ. その他の受験者

「成績通知書」を郵送します。

② 都道府県農業協同組合中央会

「得点表(10教科のランク別)」、「受験者・申込者一覧」を郵送します。

③ 受験申込者(J A・連合会等)

「受験者の成績照会をする場合の照会先について」の連絡文を郵送します。

【一般の受験者】

【J A・県連等関係】①に準じて連絡します。

9. 個人情報に関する取り扱いについて

- (1) 本試験に関する個人情報（受験願書にご記入いただいた項目および試験の合否・採点結果）は、試験事務処理に必要な範囲に限定して使用（契約に基づく外部機関への委託も含む）します。また、「申込者」および都道府県農業協同組合中央会試験担当部署に対して、本試験制度の趣旨に沿った範囲で個人情報を提供することとします。
- (2) 受験者本人の個人情報は必要な期間（受験申込から3年間）保有することとし、その後は破棄します。ただし、合格者については合格者台帳に記載した合格時の情報（氏名、住所、生年月日、勤務先、合格年次）を継続的に管理することとします。
また、この情報は認定業務以外の目的には使用しません。
- (3) 受験者本人の個人情報に関する照会や、訂正、追加については、受験者本人から別途連絡いただくことにより合理的な期間および範囲で対応します。下記事務局までご連絡ください。

試験に関して不明の事項については、もよりのJ A中央会またはJ A全中教育部教育企画課にお問い合わせください。

なお、試験委員への直接のお問い合わせは厳に慎んでください。ご質問については、J A全中教育部教育企画課にお問い合わせください。

J A全中 教育部 教育企画課

〒100-6837 東京都千代田区大手町 1-3-1

電話 03-6665-6260

Email kyouiku.s@zenchu-ja.or.jp

FAX 03-3217-5073

受験願書記入用 コード表

1. 受験地コード

宮城	1	岡山	4
東京	2	熊本	5
大津	3		

2. 都道府県コード

北海道	01	滋賀	25
青森	02	京都	26
岩手	03	大阪	27
宮城	04	兵庫	28
秋田	05	奈良	29
山形	06	和歌山	30
福島	07	鳥取	31
茨城	08	島根	32
栃木	09	岡山	33
群馬	10	広島	34
埼玉	11	山口	35
千葉	12	徳島	36
東京	13	香川	37
神奈川	14	愛媛	38
山梨	15	高知	39
長野	16	福岡	40
新潟	17	佐賀	41
富山	18	長崎	42
石川	19	熊本	43
福井	20	大分	44
岐阜	21	宮崎	45
静岡	22	鹿児島	46
愛知	23	沖縄	47
三重	24	全国	48
		一般	49

3. 所属団体コード

農業協同組合	50
J A中央会	60
J A信連	61
J A経済連・全農県本部	62
J A共済連	63
その他のJ A連合会	64
J Aグループ関連団体	70
その他の団体・企業	80
鯉淵学園	92
その他	93

※ 出向している人については、出向元コードを記入してください。

4. 受験区分コード

全教科受験	1
教科受験	2

5. 教科区分コード

監査論	1
会計学	2
簿記	3
農協制度	4
法人税法	5
民法	6

※これらのコード表は、受験願書の裏面にもあります。

(注) J A全国監査機構県本部に在籍の方は「全国 48」ではなく「都道府県のコード」を記入してください。

参 考 資 料

令和元年度農業協同組合監査士資格試験実施要領

令和元年度農業協同組合監査士資格試験委員会委員名簿

農業協同組合監査士資格試験規程

《監査士資格試験に関わる農業協同組合法関連》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律 附則第9条・第10条・第12条

旧 農業協同組合法第73条の38

旧 農業協同組合法施行規則第222条

令和元年度 農業協同組合監査士資格試験実施要領

全国農業協同組合中央会

1. 目的

農業協同組合監査士資格試験規程に基づき実施する試験の手続き等を定める。

2. 受験案内の配布

受験案内・願書類は、5月下旬に、J A中央会農業協同組合監査士資格試験担当部署に送付する。

3. 願書の提出先および提出期限

受験希望者は、受験願書を令和元年6月7日（金）より6月25日（火）までの間に、J A中央会農業協同組合監査士資格試験担当部署へ提出する。

J A中央会は、地区内の受験願書を取りまとめ、令和元年7月2日（火）までに、J A全中へ提出する。

4. 受験料

- ① 全教科受験者 40,000 円
- ② 教科免除者で1教科受験者（5教科が教科免除） 26,800 円
- ③ 教科免除者で2教科受験者（4教科が教科免除） 28,200 円

受験内容及び受験申込者数に相当する金額を、8月下旬にJ A中央会の口座より一括引き落とす。なお、願書受理後は受験の棄権はできるが、願書の取り消しはできないので、受験手数料は返還しない。ただし、死亡退職等した場合を除くものとする。

5. 受験票の送付

J A全中は、受理した願書を審査のうえ受験票を8月上旬までに受験者あてに送付する。

6. 試験日程

9月5日（木）

時間	9：30～11：30	12：30～14：30	15：00～17：00
教科	監査論	会計学	簿記

9月6日（金）

時間	9：30～11：30	12：30～13：30	14：00～15：00
教科	農協制度	法人税法	民法

7. 出題における法令等の基準日について

教科	法 令 等	※基 準 日 (年月日)
監 査 論	監査基準 農業協同組合中央会監査基準	平成 31 年 4 月 1 日現在
会 計 学	会社法 金融商品取引法	平成 31 年 4 月 1 日現在
簿 記	会社法 会計諸則 農業協同組合法	平成 31 年 4 月 1 日現在
農 協 制 度	農業協同組合法 (準用法規を含む)	平成 31 年 4 月 1 日現在
法 人 税 法	法人税法	平成 31 年 3 月 31 日現在
民 法	民法	平成 31 年 4 月 1 日現在

※基準日において施行されている法令等による。

8. 試験会場

宮城会場	J A 学園宮城 講堂 宮城県名取市高館川上字南台 2 - 1
東京会場	J A 全中・J A 全国教育センター 2 階 2 1 号教室 3 階 3 1 号教室 4 階 4 1 号室 東京都町田市相原町 4 7 7 1 番地
大津会場	滋賀県農業教育情報センター 2 階第 3 研修室 大津市松本 1 丁目 2 番 2 0 号
岡山会場	岡山県農協電算センター 4 階 J A グループ教育研修センター 大研修室 岡山市北区桑田町 1 7 番 1 5 号
熊本会場	J A 熊本経済連本館 7 階ホール 熊本市中央区南千反畑町 3 番 1 号

9. 合格者の発表

9 月 2 7 日 (金) 午後 4 時 (予定)

10. 合格証書の交付

10 月中旬に J A 中央会を通じて交付する。

1 1. その他

(1) 不正受験対策

携帯電話等の電源切断を確実に確認する。また、試験会場における巡回回数を増やす。

(2) 試験問題等に関する問合せ先の周知

受験案内において周知する。

令和元年度 農業協同組合監査士資格試験委員会委員

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属
安 藤 英 義	専修大学大学院 教授
石 口 修	愛知大学大学院 教授
近 江 正 幸	全国漁業協同組合連合会 監査委員長
佐々木 隆 志	一橋大学大学院 教授
篠 原 光 伸	成城大学 教授
多 木 誠一郎	小樽商科大学 教授
新 村 久	あずさ監査法人 公認会計士
挽 文 子	一橋大学大学院 教授
日 向 彰	農林水産省 経営局協同組織課長
平 野 秀 輔	青森大学 教授 ・ 公認会計士
増 田 佳 昭	立命館大学 招聘教授
渡 辺 淑 夫	青山学院大学 名誉教授

農業協同組合監査士資格試験規程

別記

制 定	昭和 30 年 2 月 28 日
改 正	昭和 31 年 3 月 19 日
	昭和 33 年 4 月 1 日
	昭和 43 年 4 月 1 日
	昭和 45 年 6 月 1 日
	昭和 47 年 6 月 1 日
	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日
	平成 13 年 11 月 1 日
	平成 20 年 2 月 29 日
	平成 20 年 7 月 16 日
	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 30 年 4 月 11 日

第 1 条 この会が、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年 1 月 29 日農林水産省令第 5 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）第 222 条第 2 項の規定に基づいて行う農業協同組合監査士資格試験（以下「資格試験」という。）は、この規程に定めるところによる。

第 2 条 資格試験は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査を行うに足る学識と経験を有するかどうかを判定するため、筆記の方法によって行う。

第 3 条 資格試験は、下記の教科について行う。

科 目	教 科	内 容
監 査	監 査 論	監査理論及び農業協同組合の監査の実務
会 計 学	会 計 学	財務諸表論及び管理会計論
簿 記	簿 記	簿記理論及び農業協同組合の簿記の実務
農 協 制 度	農協制度	農業協同組合法及び農業協同組合論（協同組合論を含む）
関 係 法	法人税法	法人税法
	民 法	民法（総則、物権、債権）

第 4 条 資格試験は、各科目とも 200 点をもって満点とする。ただし関係法については教科（法人税法、民法）ごとに 100 点をもって満点とする。

2. 資格試験の合格基準は、総点数 600 点以上でかつ 1 科目につき 80 点以上とする。

3. 会長は、資格試験の結果が前項の合格基準に達しなかった者であって、かつ、1 教科につき 120 点以上（法人税法及び民法については 1 教科につき 60 点以上）の成績を得た教科が 4 教科以上ある者に対し、資格試験の結果をその対象者に通知するものとする。

なお、当該対象者については、第 7 条第 2 項の規定による申請により、この会が次回及び次々回に行う資格試験に限り、当該教科の試験を免除する。

4. 前項の規定により免除を受けた者が、この会が次回に行う資格試験において、免除した教科以外の 2 教科について資格試験を受け、このうち 1 教科につき 120 点以上（法人税法

及び民法については1教科につき60点以上)の成績を得たときは、会長は、資格試験の結果を当該成績を得た者に対して通知するものとする。

なお、当該成績を得た者については、第7条第2項の規定による申請により、この会が次々回に行う試験に限り当該教科の試験を免除する。

5. 第3項及び前項の規定により免除を受けた者がその免除を受けた教科以外について試験を受け、各教科についてそれぞれ120点以上(法人税法及び民法については60点以上)を得たときは、その者は第2項の合格基準に達したものとする。

6. 第3項又は第4項の規定による免除を受けることができる者が、第7条第2項の規定による免除申請をしないで、受験を申し込んだときは、免除申請の権利を失うとともに、前項の規定は適用されない。

第5条 資格試験は、毎年1回以上これを行う。

2. 試験は全国に数か所の試験場を設け、同時にこれを行う。

第6条 会長は、資格試験の施行期日及び施行地その他資格試験の施行に関し必要な事項を試験期日60日前までに公表するとともに、都道府県農業協同組合中央会を通じてその周知を図るものとする。

第7条 資格試験を受けようとする者は、受験申込書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類及び受験料を添えてこの会に願出しなければならない。

(1) 写 真

(2) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類

2. 第4条第3項又は同条第4項の規定により、一部の教科について試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願に教科免除申請書(別記様式第2号)を添付するものとする。

3. 受験申込書は、本人の就職している団体の住所地がその地区にある都道府県農業協同組合中央会を経由して提出するものとする。ただし、本人の就職している団体が国又は全国の区域を地区とする団体である場合及び就職している団体がいない場合は、この会に直接提出するものとする。

4. 受験料は、実費負担の考え方にに基づき実施要領において定めるものとする。

第8条 この会に、農業協同組合監査士資格試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2. 委員会の委員は、会長が学識経験者のうちからこれを委嘱する。

3. 委員の任期は1年とする。

第9条 委員会は、試験問題の作成及び採点を行う者を選任し、資格試験の運営を行う。

2. 委員会は、資格試験の運営に関し、会長の諮問に応ずる。

第10条 委員会は、会長がこれを招集する。

2. 前項に定めるものの外委員会の運営につき必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第11条 会長は、合格者に対して合格証書を交付し、かつ、その氏名を公表する。

2. この会に、資格試験合格者名簿を備え、合格者の住所氏名その他必要な事項を記載する。

第12条 会長は、不正の手段によって資格試験を受けた者に対しては、合格の決定を取り消すことができる。

附 則

この規程は、昭和30年2月28日より施行する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和31年3月19日より施行する。
2. 第5条の2及び第8条第3項の規定は、昭和30年度に行った資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

改正の規程は、昭和33年4月1日より施行する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和43年4月1日より施行する。
2. 第3条および第4条第3項の規定は、昭和43年度に行った資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

1. 改正の規程は、昭和45年6月1日より施行する。
2. 第4条第3項第4項および第5条の2第2項の規定は、昭和44年度に行なった資格試験の受験者からこれを適用する。

附 則

改正の規程は、昭和47年6月1日より施行する。

附 則

改正の規程は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成9年4月1日 一部改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、平成9年度および平成10年度においては、旧規程を下記のとおり読み替える。

旧 規 程 条 文		読み替え後
第2条	筆記および口述の方法	筆記の方法
第2条第2項		<不適用>
第3条	筆記試験および口述試験	資格試験
第4条第2項	筆記試験および口述試験	試験
第4条第3項	2回の筆記試験	1回の筆記試験
第5条の2、第2項		<不適用>
第6条第3項		<不適用>
第8条第4項		<不適用>

また、平成 10 年度の科目合格者が 11 年度に教科受験する場合は、免除教科を下記のとおり読み替える。

10 年度合格科目	11 年度に免除する教科
監査	監査論、農協の監査実務
会計学	財務諸表論、管理会計
簿記	簿記理論、農協の簿記実務
法規	農業協同組合法
協同組合論	農業協同組合論

附 則

1. この規程の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 13 年度の資格試験において、次に定める教科に合格した者については、平成 14 年度の試験に限り教科の合格者とみなし、第 4 条第 3 項の規定に該当する場合は、当該教科の受験を免除することとする。
 - ① 監査論については、「監査論」「農業協同組合の監査の実務」の両教科について教科合格の場合
 - ② 会計学については、「財務諸表論」「管理会計」の両教科について教科合格の場合
 - ③ 簿記については、「簿記理論」「農業協同組合の簿記の実務」の両教科について教科合格の場合
 - ④ 農協制度については、「農業協同組合法」「農業協同組合論」の両教科について教科合格の場合
 - ⑤ 法人税法については、「法人税法」の教科合格の場合
 - ⑥ 民法については、「民法」の教科合格の場合

附 則

この規程の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成 20 年 7 月 16 日から施行する。
2. 第 4 条第 6 項の規定は、この会が平成 20 年度に行う資格試験から適用する。
3. この会が平成 19 年度に行った資格試験において第 4 条第 3 項の成績を得た者であって、第 7 条第 2 項による免除申請を行わず、平成 20 年度に行う資格試験においても第 4 条第 3 項の成績を得た者については、平成 21 年度に行う資格試験を受験する場合にあたり、平成 19 年度又は平成 20 年度の試験の成績をもって、第 7 条第 2 項の規定による申請をすることができる。

この場合の免除申請の権利の有効期間については、平成 19 年度の成績をもって申請を行う場合は、平成 21 年度に行う資格試験限りとし、平成 20 年度の成績をもって申請を行う

場合は、平成 22 年度に行う資格試験までとする。

4. この会が平成 19 年度に行った資格試験において第 4 条第 3 項の成績を得た者であって、平成 20 年度に行う資格試験において、第 7 条第 1 項の規定による受験申込みに際し、同条第 2 項による免除申請を行わず、第 4 条第 1 項及び第 3 項の成績を得ることができなかった者については、平成 21 年度に行う資格試験を受験するにあたり、第 7 条第 2 項の規定による申請を行うことができる。

この場合の平成 19 年度の成績をもって行う免除申請の権利の有効期間については、平成 21 年度に行う資格試験限りとする。

5. この会が平成 19 年度に行った資格試験において第 4 条第 3 項の成績を得た者であって、平成 20 年度に行う資格試験において、第 7 条第 1 項の規定による受験申込みをしなかった者の平成 19 年度の成績をもって行う免除申請の権利の有効期間については、平成 22 年度に行う資格試験までとする。

附 則

改正の規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正の規程は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

(様式第1号)

農業協同組合監査士資格試験受験申込書

私は農業協同組合監査士資格試験を受けたいので必要な書類を添えて申し込みます。

受験地 []

令和 年 月 日

住 所

..(個人の住所).....

職 業.....

氏 名.....(印)

全国農業協同組合中央会会長 殿

農業協同組合監査士資格試験教科免除申請書

私は、農業協同組合監査士資格試験規程第4条第3項の規定により、試験の教科免除を申請します。

1. 前回の受験番号

平成（ ）年度 第 号

2. 免除となる教科

令和 年 月 日

住 所

.....(個人の住所).....

職 業

氏 名

..........

全国農業協同組合中央会会長 殿

＜参考＞ 監査士資格試験に関わる農業協同組合法 関連

平成 27 年農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号）の附則第 9 条・第 10 条による経過措置により、改正農協法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）後も旧農協法の規定は、国が定める経過期間中（令和元年 9 月 30 日まで）はなおその効力を有するとされている。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（抜粋）

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号）

（旧農業協同組合中央会の存続）

附則第 9 条 旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

（存続中央会に係る旧農協法の効力）

附則第 10 条 前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法（第 73 条の 17、第 73 条の 21、第 73 条の 34 第 3 項及び第 5 項、第 73 条の 42、第 3 章第 5 節並びに第 73 条の 48 第 2 項を除く）の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第 27 条第 1 項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算終了の登記の時、附則第 12 条又は第 21 条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずるまでの間は、なおその効力を有する。

旧 農業協同組合法（抜粋）

【農業協同組合監査士】

第 73 条の 38 第 73 条の 22 第 1 項第 2 号の事業を行う中央会には、組合の監査に当たらせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

② 農業協同組合監査士は、農林水産省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

③ 農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

④ 第 1 項の中央会は、その行う組合の監査に関し公認会計士又は監査法人が公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務を行う旨の契約を、公認会計士又は監査法人と締結しなければならない。

旧 農業協同組合法施行規則（抜粋）

（農業協同組合監査士の選任資格）

第 222 条 法第 73 条の 38 第 2 項の農林水産省令で定める資格は、次の各号のすべてに該当する者であることとする。

一 全国農業協同組合中央会（以下この条において「全国中央会」という。）が行う資格試験に合格すること。

二 前号の資格試験に合格した後、農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、中央会において、法第 73 条の 22 第 1 項第 2 号の事業（以下この条において「監査事業」という。）を担当する部課（以下この項において「監査担当部課」という。）に 1 年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けたこと。

三 次のいずれかに該当すること。

イ 中央会の監査担当部課において、監査事業に関する事務について農業協同組合監査士を 2 年以上補助したこと（前号の期間と重複する期間を除く。）。

ロ 中央会の監査担当部課以外の部課において、組合の経営の指導に関する事務に 2 年以上従事したこと。

ハ 組合において、貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務に 2 年以上従事したこと。

2 前項第 1 号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

3 第 1 項第 2 号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。